調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

秋田県 市区町村数 25

都道		市			事	月 内	り問	男女共	同参画に関する条例				画に関する計画 1現在で有効なもの)	23	•
府	町	区		所	務	退終	異 │ 機		有		無	有			無
県コード		町 村 名	担当課(室)名	属		会譲の有	関の有	条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	計画期間	女性 括選 法との 関係	現在 の 状況
7					7	9	15	4			7	24			
5	201	秋田市	生活総務課	1	2	c	0 1				0	第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画 パートナーシップ・プラン〜ともに生きる社会めざして〜	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
5	202	能代市	市民活力推進課	1	2	C) 1				0	第2次能代市男女共同参画計画	平成30年4月1日 ~ 令和10年3月31日	1	
5	203	横手市	地域づくり支援課	1	2	1	1 1				0	横手市男女共同参画行動計画(第3次計画)	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
5	204	大館市	企画調整課	1	2	C	0 0				0				1
5	206	男鹿市	企画政策課	1	2	C	0 0				0	第3次男鹿市男女共同参画計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
5	207	湯沢市	協働事業推進課	1	2	1	1 1	湯沢市男女共同参画推進条例	平成25年3月21日	平成25年4月1日		湯沢市第3次男女共同参画計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
5	209	鹿角市	市民共動課	1	2	1	1 1				0	第3次鹿角市男女共同参画計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
5	210	由利本荘市	総合政策課	1	2	C) 1	由利本荘市男女共同参画推進条例	平成21年4月1日	平成21年4月1日		由利本荘市男女共同参画計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
5	211	潟上市	企画政策課	1	2	1	1 1	潟上市男女共同参画推進条例	平成18年3月28日	平成18年3月28日		第3次潟上市男女共同参画推進計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
5	212	大仙市	男女共同参画推進室	1	1	1	1 1	大仙市男女共同参画推進条例	平成20年9月24日	平成20年10月1日		第3次大仙市男女共同参画プラン	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日	1	
5	213	北秋田市	生活課	1	2	C	0 0				0	北秋田市男女共同参画計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
5	214	にかほ市	子育て長寿支援課	1	2	1	1 1				0	第3次にかほ市男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
5	215	仙北市	企画政策課	1	2	C) 1				0	第3次仙北市男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
5	303	小坂町	総務課	1	2	C	0 0				0	第2次小坂町男女共同参画推進計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
5	327	上小阿仁村	総務課	1	2	1	1 1				0	上小阿仁村男女共同参画計画	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日	1	
5	346	藤里町	総務課	1	2	C	0 0				0	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	平成28年4月1日 ~ 令和8年3月31日	1	
5	348	三種町	企画政策課	1	2	1	1 1				0	第3次三種町男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
5	349	八峰町	総務課	1	2	C	0 0				0	八峰町男女共同参画基本計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
5	361	五城目町	総務課	1	2	C	0 0				0	五城目町男女共同参画計画	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日	0	
5	363	八郎潟町	総務課	1	2	C	0 0				0	八郎潟町男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
5	366	井川町	総務課	1	2	C	0 0				0	井川町男女共同参画計画	令和2年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
5	368	大潟村	住民生活課	1	2	1	1 1				0	第4次大潟村男女共同参画社会行動計 画	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日	1	
5	434	美郷町	企画財政課	1	2	C) 1				0	第2次美郷町男女共同参画みさと計画	平成27年4月1日 ~ 令和4年3月31日	0	
5	463	羽後町	教育委員会事務局	2	2	C) 1				0	羽後町男女共同参画社会行動計画 第4 次計画	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1	
5	464	東成瀬村	企画課	1	2	C	0 (0	東成瀬村男女共同参画計画	平成26年4月1日 ~ 令和6年3月31日	0	

<選択肢回答>

 所属
 庁内連絡会議

 1 首長部局
 1 有

2 教育委員会 0 無

事務所掌 諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 令和3年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 令和3年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- O 策定予定がない、検討していない

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(令	和2年4月1日現在	で開設済の施設)					—		
道		区								梅	設		管理	里•運営	主体
府	町	₾					 听在地等				態	施	:設管:		
県	村	町											指		塢
	п — :	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複合	直営	定管理者	その他	
۲	ド	名											者	= $oxdot$	者
			8							1	7	6	2	0 7	0 1
5	201	秋田市											Ħ		
		能代巾	能代市男女共同参画支援コー ナー		016-0842	能代市追分町4-26 能代市勤労青少年ホー ム内	0185-52-0355	0185-52-0355	https://www.city.noshiro.lg.jp/sangyo/danjo-kyodo/5969		0		0		0
		横手市													
		大館市											\sqcup		
			男鹿市男女共同参画推進活動室			男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	0185-24-3140				0	0		С	
			湯沢市男女共同参画センター	はあとぴあ	012-0826	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-5750	0183-72-5750			0	0	\sqcup	С	,
		鹿角市											Ш		
5	210	由利本荘市											\sqcup		
5	211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	ウィズ	018-1401	湯上市昭和大久保字元木田152番地 	018-853-5302	018-853-5211	http://www.city.katagami.lg.jp/index.cfm/13, 0, 70, 241, html	0		0		С)
5	212		大仙市市民活動交流拠点セン ター	Anbee大曲	014-0027	大仙市大曲通町8番36号 Anbee大曲2階	0187-88-8039	0187-62-3177	https://www.city.daisen.lg.jp/c ategories/bunya/administratio n/danjo/		0	0		С	,
		北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点 施設	ハートフルプラザ 北秋田	018-3311	北秋田市材木町2番2号(北秋田市交流センター内)	0186-63-2321	0186-63-2322			0	0		С	,
		にかほ市													
			仙北市男女共同参画拠点施設	角館交流センター	014-0368	仙北市角館中菅沢77-30	0187-54-1003	0187-54-1004			0		0	С	,
		小坂町													
5		上小阿仁村													
		藤里町													
		三種町													
_		八峰町													
		五城目町													
5		八郎潟町											\sqcup		
		井川町													
			大潟村男女共同参画拠点施設	ちゃっこ	010-0443	南秋田郡大潟村字中央1番地21	0185-45-2611				0	0	\sqcup	С	,
5		美郷町											Ш		$\perp \perp \downarrow \downarrow \downarrow$
5		羽後町											\sqcup	\bot	$\perp \perp \downarrow \downarrow$
5	464	東成瀬村													

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都	市	市	男女共同	参画・女性の	t= &.	の f	総合的な	施言	设((令:	和 2	年	4 月	1	日月	見右	E で 開 設 済 の 施 設)
道	区				職員数	女(人)								主		な	事 業
府	町	区															
県	村	町	名 称	設立年月日	常	非	予算額	広報	華	相	. 情	苦	交法	企業	国	調査	
П	П —	村	- "	<u> </u>	勤	常 勤	(千円)	報啓発	講座	相談事業	·提供集	苦情処理	交流促進	企業・NPO	際交流	研究	その他
ド	ド	名															
			8					4	2	1	4	0	3	1	0	0	
5	201	秋田市															
5	202	能代市	能代市男女共同参画支援⊐一 ナー	平成16年11月1日	0	0	0	0									
		横手市															
		大館市															
5			男鹿市男女共同参画推進活動室		0	0	0						0				健康づくりクラブ活動
5			湯沢市男女共同参画センター	平成18年4月1日	0	4	4,058	0	0	0	0						
5		鹿角市															
		由利本荘市															
5	211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	平成18年3月28日	0	0	213				0		0				ボランティア団体などの活動の場の提供
5	212		大仙市市民活動交流拠点セン ター	平成26年4月1日	4	0	4,719	0	0		0			0			
		北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点 施設	平成18年4月1日	0	0	0										男女共同参画社会の形成を推進しようとする団 体へ活動場所の提供
		にかほ市															
		仙北市	仙北市男女共同参画拠点施設	平成18年3月31日	0	0	0				0						
5		小坂町															
5		上小阿仁村															
5		藤里町															
5		三種町															
5		八峰町															
5		五城目町															
5		八郎潟町															
5		井川町															
5			大潟村男女共同参画拠点施設	平成18年3月1日	0	0	0	0					0				
5		美郷町															
5		羽後町															
5	464	東成瀬村															

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府	町	区	=		=			女	+	女	女			女	- m-	女	女	2/4	女	女
	-	_	言		言	区	女 性	女 性	市	女 性	性	村	女 性	女 性	町	性	性	治	性	女 性
県	村	町	年	宣言名称	の		市	比率	区	副	比 率		町	比 率	村	副	比	会	自治会長	比率
⊐	コ	++				長	区長	4		市区	4	長	村 長	4		町村	率		冶	4
1	1	村	月		形			(%)	長	長	(%)		長 数	(%)	長	村 長	(%)	長	長	(%)
ド	۲	名	日		態	数	数		数	数		数	釵		数	数		数	数	
	7			9		13	0	0.0	17	0	0.0	12	0	0.0	10	0	0.0	3,798	115	3.0
5	201	秋田市	平成27年10月31日	 秋田市男女共生推進都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							1014	61	6.0
			平成22年11月3日	能代市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							349	8	2.3
				横手市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							88	5	5.7
5	204	大館市				1	0	0.0	1	0	0.0							-	-	
			平成24年3月20日	男鹿市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							145	4	2.8
5	207	湯沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							23	1	4.3
5	209	鹿角市				1	0	0.0	1	0	0.0							187	0	0.0
			平成21年4月1日	由利本荘市男女共同参画宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							487	6	1.2
			平成18年6月23日	男女共同参画かたがみ宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							109	1	0.9
			平成19年11月17日	大仙市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							519	6	1.2
		北秋田市				1	0	0.0	1	0	0.0							228	6	2.6
			平成23年6月1日	にかほ市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							102	1	1.0
		仙北市				1	0	0.0	1	0	0.0							-	-	
5		小坂町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7
5		上小阿仁村										1	0	0.0	0	0		20	1	5.0
		藤里町										1	0	0.0	1	0	0.0	13		0.0
		三種町										1	0	0.0	1	0	0.0	103	2	1.9
		八峰町			1							1	0	0.0	1	0	0.0	40		0.0
		五城目町										1	0	0.0	1	0	0.0	70		0.0
		八郎潟町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	-	0.0
		井川町										1	0	0.0	0	0		29	0	0.0
		大潟村										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
		美郷町		四体 昨天 林琴 人声 云	+ ,							1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
			平成13年9月30日	羽後町女性議会宣言	4							1	0	0.0	1	0	0.0	144	11	7.6
5	464	東成瀬村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	-1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他

都市道区府町	市区	目標。	設定の対象であ	ある審議	後会等の	目標及	び現状値	直		目標設定の対象である審議会等の範囲				の3)に			自治法(第 員会等に)5)に基づ 登用状況	中間	数) 村防災会 【のみ)	À.) 対防災会 を含む)				調	査時点コード		
県 コ ー ド	村名	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち 女性委員 数	総委員数	うち 女等 数 長		E		審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女等 性委員	女性比率(%)	審議会等数	季む	委員	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 7 7 7 7 8 7 8 7 8		性委	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	目定象審等標現 標のある会目び値	その他	地方第202 法条の3)に 基づく審議 会の3を は 会の3 は が は で は で る の る り る の る り る の る り る の る り に り る の る り に り る と り る と り る と り る と り と り と り と り と	その他	地方第180 条の5)に 基会で を がく を がく を がく を が く に り り り り り り り り り り り り り り り り り り	その他
$\overline{\mathcal{M}}$	合計(広域を含む)			747	600	11,659	3,814	4 32.	7		564	444	7,684	1,913	24.9	127	76	778	128 16	6.5	93	1 10.2	71	7 7	1 9.9						
	小計(広域を除く)								7		555	436	7,280	1,784	24.5	127	76	778	128 16	i.5											
5 201	秋田市	50	令和5年3月	123	106	2,220	704	4 31.	.7 5I	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	46	39	740	175	23.6	6	4	40	7 17	.5	52	8 15.4	5	3	8 15.1	1		1		1	
5 202	能代市	43	令和4年4月	64	57	1,526	660	43.		也方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	26	20	499	165	33.1	5	4	33	6 18	3.2	41	7 17.1	4	2	7 16.7	1		1		1	
5 203	横手市	40	令和3年3月	47	41	646	175	5 27.	九 1.1 51	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	40	29	515	124	24.1	6	3	41	9 22	2.0	48	8 16.7	4	9	8 16.3	1		1		1	
5 204	大館市	30	令和5年3月	53	40	891	233	3 26.	.2 51	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	34	27	516	135	26.2	5	4	32	8 25	i.0	44	4 9.1	4	5	4 8.9	1		1		1	
5 206	男鹿市	40	令和7年3月	31	25	322	82	2 25.	.5 51	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	18	13	209	41	19.6	5	3	32	5 15	i.6	26	1 3.8	2	7	1 3.7	1		1		1	
5 207	湯沢市	40	令和3年3月	68	52	1,470	646	6 43.	.9 51	也方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	31	22	369	110	29.8	5	3	35	7 20	0.0	35	2 34.3	3	6 1	2 33.3	1		1		1	
5 209	鹿角市	30	令和3年3月	45	33	469	126	6 26.	^{.9} 51	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の 3に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	19	18	224	56	25.0	5	3	27	5 18	1.5	26	3 11.5	2	7	3 11.1	1		1		1	
5 210	由利本荘市	30	令和3年3月	44	38	658	160	24.	.3 51	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等	39	34	621	154	24.8	5	4	37	6 16	i.2	37	3 8.1	3	8	3 7.9	1		1		1	
5 211	潟上市	34	令和3年3月	43	35	509	144	4 28.		地方自治法第202条の3に基づく審議会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の	43	35	509	144	28.3	5	3	33	6 18	1.2	25	3 12.0	2	6	3 11.5	1		1		1	
	大仙市	35	令和7年3月	69	51	1,401	491	1 35.		8万自治法第202余の3に参り、番譲芸寺、地方自治法第180余の 5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	38	28	519	150	28.9	5	3	38		.0	30	5 16.7		1	5 16.1	1		1		1	
5 213	北秋田市								146	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の	30	17	337	71	21.1	5	2	53	6 11	.3	29	3 10.3	3	0	3 10.0	1		1		1	
5 214	にかほ市	50	令和4年3月	27	25	264	106	6 40.	.2 51	5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	17	17	198	64	32.3	5	4	26	8 30	0.8	29	1 3.4	3	0	1 3.3	1		1		1	
5 215	仙北市	30	令和3年3月	30	23	360	79	9 21.	.9 51	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の	28	22	340	77	22.6	5	2	31	3 9	0.7	29	0.0	3	0	0.0	1		1		1	
	小坂町	30	令和4年3月	25	17	170	43	3 25.	.3 51	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等	16	14	146	38	26.0	5	3	24	5 20		22	3 13.6			3 13.0	1		1		1	
	上小阿仁村		l	-			1	+	地	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の	19	- '				5	2	-10			Iδ	1 5.6			1 5.3	1		1		1	
5 346	藤里町	40	令和8年3月	16	13	154	33	3 21.	.4 51	に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の	11	10	134	30	22.4	5	3	20	3 15	i.0	24	1 4.2	+	5	1 4.0	1		1		1	
	三種町	30	令和3年3月	31	19	328	68	3 20.	1.7 51	8万日治法第202年の31-基プ、番譲去等、地万日治法第180年の 5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	17	11	182	38	20.9	5	3	36	5 13		17	0.0		8	0.0	1		1		1	
5 349 5 361	八 <u>峰町</u> 五城目町						+	+	+		13	8	104 185		14.4	5	2	31 27	5 16 5 18		34	1 5.6 4 11.8		5	1 5.3 4 11.4	1		1		1	
5 363	八郎潟町										12		118	30	25.4	5	2	26	4 15	.4	13	0 0.0		4	0.0	1		1		1	
5 366	217-11-2		A fan fr 4 =	-		407	 	-		地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の	6	4	78		21.8	5	3	23	4 17		_	1	+	_	1	1		1		1	
	大潟村	35	令和7年3月	22	16	198	3 49	24.	./ 51	5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	10	10	137	28	20.4	5	4	27	5 18		24	1 4.2			1 4.0	1		1		1	
5 463							+		\dashv		13	9	160	36	22.5	5	2	36	4 11		23	0 0.0			0 0.0	i		1		1	
5 464	東成瀬村	40	令和6年3月	9	9	73	3 15	5 20.	.5 51	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の に基づく委員会等	10	10	120	19	15.8	5	4	22	4 18	3.2	25	1 4.0	2	6	1 3.8	1		1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市													1															$\overline{}$
										日煙製	守のな	+ 多でお	る審議	- 全生の	₩₩₩	白海注(至202条	:の3)に	且づく	+#h === F	自治法(复	6100冬/	⊅ 5)[−1	且づく	(内数)			(内数)		
追	区	区	目相	票設定の対象で	である署	審議会等	の目標	及び現れ	犬値	口1水山	(Æ V)	範囲	る無政	五寸の				登用状?			員会等					「村防災 委員のみ			*村防災₫ :長を含む	
府	町	_																							/3	女員のの	-,	(25	IXC D C	١/
厚	村	町												$\overline{}$																
210	13	۳,	且	目	審	うち	総	うち	女							うち	総	うち	女		うち	総	うち	女	絵	うち	女	総	うち	女
⊐	⊐	村	標 値	標年	議会	女を 性含	委員	女等 性数	性比						議会	女を 性含	委員	女等 性数	女性比率	議会	女を 性含	委員	女等 性数	女性比率	総委員	女数 性	女性比	委員	女数 性	女 性 比率
1	1	ተህ		年 度	会等	委む	貞 数		率						会等	委む	貞 数	委	率	会等	委む	貞 数	委	率	貞 数	委員	率	貞 数	委員	率
	18	<i>7</i> 7	(%)	12	数	員数	30	委員	(%)	/					数	員数	**	員	(%)	数	員数	3 X	委 員	(%)	**	員	(%)	34	員	(%)
ド	ド	名			_	<u> </u>				<u> </u>																				
															9	8	404	129	31.9	0	0	0	0							
\mathbb{Z}	\angle	秋田市			$ \angle $	$ \angle $	$ \ge $	$ \angle $		$ \ge $	$ \angle $		$ \angle $		0	0				0	0	0	0				\angle	\angle		=
\angle	Ζ,	能代市	\angle		/	<	\angle		\angle	/	_	\leq	\angle	/	4	3	101	30	29.7	0	0	0	0		\leq	/	\angle	\angle		
\angle	Ζ,	横手市	\angle		/				\angle	/	\angle		\angle	/	0	0	0			0	0	0	0		\leq		\angle			\leq
K	Ζ,	大館市	/		/				/	/	_	\leq	\leq	/	0	0	0	0		0	0	0	0		\leq		\angle			\leq
K	/	男鹿市 湯沢市	$\overline{}$								<				0	0	0 81	0 25	30.9	0	0	0	0		\leq		$\overline{}$	\sim	$\overline{}$	\prec
K	-	海沢巾 鹿角市				\leftarrow	\leftarrow			\leftarrow	-		\leftarrow		0	0	8 I	25	30.9	0	0	0	0		\leftarrow		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	\prec
1		由利本荘市		_			$\overline{}$				$\overline{}$		$\overline{}$		1	1	97	U	33.0	0	0	0	0				$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$
1		潟上市		_							$\overline{}$				0	0	0	0	00.0	0	0	0	0							\supset
1		大仙市		_											1	1	93	36	38.7	0	0	0	0							\supset
		北秋田市		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							
		にかほ市									$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
		仙北市													0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus					
\angle		小坂町		-											0	0	0	0		0	0	0	0							
\angle	Ζ,	上小阿仁村									\angle				0	0	0			0	0	0	0		\angle					\angle
\angle	Ζ,	藤里町	\angle		_				/	\angle	_	\angle	\angle	\angle	0	0	0			0	0	0	0		\leq		\angle			\leq
\angle	Ζ,	三種町	\angle		_				_	/	_	\angle	\angle	/	0	0	0	_		0	0	0	0		\leq		\angle			\leq
\angle	Ζ,	八峰町	\angle		/				/	/	_	\angle	/	/	0	0	0	_		0	0	0	0		\leq		\angle			$ \langle $
K	4	五城目町	<		/				/	/	_	\leq	<	/	0	0	0			0	0	0	0		\leq		\angle			$ \langle $
K	/	八郎潟町									<				0	0	0	0	10.0	0	0	0	0							$\prec \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \!$
K	/	井川町									-				0	1	32	-	18.8	0	0	0	0					$\overline{}$	\longrightarrow	\prec
K	/	大潟村 美郷町				\leftarrow				\leftarrow	-				0	0	0	0		0	0	0	0					$\overline{}$	\longrightarrow	$\overline{}$
K		羽後町					\leftarrow				-	\leftarrow			0	0	0	0		0	0	0	0		\leftarrow			$\overline{}$	\longrightarrow	\leftarrow
K		羽佞呵 東成瀬村					\leftarrow			\leftarrow	\leftarrow		\leftarrow		0	0	0	0		0	0	0	0		\leftarrow				$\overline{}$	\leftarrow
		宋													U	U	U	U		U	U	U	U							

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)No3

調査時点コード 1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
-----------	----------	---	----------	---	-----

都道	市ヌ	市												管理職の	の在職	犬況														Į	戦務上の)地位別	職員在	職状況					調		
	BŢ	区	,			うち	5一般行	政職	部	-		うち	5一般行	政職		<u> </u>		うち	一般行	政職				うち・	一般行政	改職	課			うち	一般行政					うち	一般行	政職	時		
⊐ 	村 コ I ド	村名	管理職総数	うち 女性 女性 数	女性比率		うち 女理 性職 管数	女性比率(%)	17局長相当職	うち 女 性 数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女 性 比率 (%)	課長相当職	うち 女 性 数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	長補佐相当職	うち 女 性 数	女 性 比 率 (%)	課長補佐相当職	うち女性数	女 性 比 率 (%)	係長相当職	うち 女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	点コード	₹	の 他
	7		1,212	199	16.4	1,007	142	14.1	172	2 16	9.3	141	9	6.4	163	19	11.7	130	14	10.8	877	164	18.7	736	119	16.2	1,323	429	32.4	1,014	277	27.3	1,845	609	33.0	1,331	365	27.4			
5 2	01 秒	秋田市	210	33	15.7	183	28	15.3	23	3 2	8.7	20) 2	10.0	44	5	11.4	37	4	10.8	143	26	18.2	126	22	17.5	227	43	18.9	201	35	17.4	444	111	25.0	376	88	23.4	1		-
5 2	02 育	能代市	55	5	9.1	48	3	6.3	10	0 0	0.0	10	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	38	4	10.5	31	2	6.5	42	12	28.6	34	5	14.7	43	12	27.9	38	11	28.9	- 1		
5 2	03 核	黄手市	154	36	23.4	89	12	13.5	16	3	18.8	9) 1	11.1	39	3	7.7	19	0	0.0	99	30	30.3	61	11	18.0	186	66	35.5	101	27	26.7	390	158	40.5	226	73	32.3	1		
5 2	04 ナ	大館市	74	14	18.9	49	8	16.3	14	4 3	21.4	9) 1	11.1	0	0		0	0		60	11	18.3	40	7	17.5	90	33	36.7	45	8	17.8	185	63	34.1	81	11	13.6	1		
5 2	06 身	男鹿市	41	6	14.6	20	2	10.0	13	3 2	15.4	3	3 0	0.0	0	0		0	0		28	4	14.3	17	2	11.8	40	15	37.5	32	12	37.5	9	9	100.0	8	8	100.0	1		
5 2	07 浅	易沢市	44	6	13.6	40	3	7.5	9	9 1	11.1	9) 1	11.1	0	0		0	0		35	5	14.3	31	2	6.5	55	12	21.8	53	10	18.9	6	1	16.7	5	1	20.0	1		
5 2	09 雇	鹿角市	46	10	21.7	41	8	19.5	7	7 0	0.0	7	7 C	0.0	7	2	28.6	6	1	16.7	32	8	25.0	28	7	25.0	47	18	38.3	36	11	30.6	0	0		0	0		1		
5 2	10 自	由利本荘市	116	12	10.3	98	11	11.2	25	5 3	12.0	23	3 3	13.0	17	2	11.8	14	2	14.3	74	7	9.5	61	6	9.8	131	25	19.1	79	14	17.7	87	17	19.5	62	14	22.6	1		
5 2	11 湯	舄上市	33	6	18.2	26	1	3.8	-	7 0	0.0	7	, c	0.0	0	0		0	0		26	6	23.1	19	1	5.3	50	23	46.0	34	12	35.3	9	2	22.2	7	2	28.6	1		
5 2	12 ブ	大仙市	149	44	29.5	145	41	28.3	14	4 1	7.1	13	3 1	7.7	16	2	12.5	16	2	12.5	119	41	34.5	116	38	32.8	251	107	42.6	233	94	40.3	224	67	29.9	192	52	27.1	1		
5 2	13 ‡	北秋田市	48	3	6.3	39	3	7.7	13	3 0	0.0	11	0	0.0	0	0		0	0		35	3	8.6	28	3	10.7	0	0		0	0		58	15	25.9	38	9	23.7	1		
5 2	14 (こかほ市	44	7	15.9	40	6	15.0	8	3 1	12.5	7	7 C	0.0	2	. 0	0.0	2	0	0.0	34	6	17.6	31	6	19.4	0	0		0	0		57	18	31.6	57	18	31.6	1		
5 2	15 化	山北市	47	5	10.6	44	5	11.4	11	1 0	0.0	11	0	0.0	22	4	18.2	21	4	19.0	14	1	7.1	12	1	8.3	49	20	40.8	37	13	35.1	58	27	46.6	50	22	44.0	1		
5 3	03 /	小坂町	9	0	0.0	9	0	0.0													9	0	0.0	9	0	0.0	19	2	10.5	18	2	11.1	12	2	16.7	11	1	9.1	1		
5 3	27 ⊥	上小阿仁村	6	0	0.0	6	0	0.0													6	0	0.0	6	0	0.0	7	4	57.1	5	2	40.0	11	6	54.5	5	1	20.0	1		
5 3			8	0	0.0	8	0	0.0													8	0	0.0	8	0	0.0	4	2	50.0	4	2	50.0	10	1	10.0	10	1	10.0	1		
		三種町	16	1	6.3	16	1	6.3													16	1	6.3	16	1	6.3	31	10	32.3	27	6	22.2	29	8	27.6	28	7	25.0	1		
		八峰町	18	2	11.1	18	2	11.1							1	0	0.0	1	0	0.0	17	2	11.8	17	2	11.8	19	4	21.1	19	4	21.1	14	3	21.4	14	3	21.4	1		
		五城目町	23	1	4.3	22	1	4.5							8	0	0.0	7	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	18	7	38.9	15	7	46.7	37	10	27.0	27	10	37.0	1		
5 3	63 <i>J</i>	八郎潟町	11	0	0.0	11	0	0.0													11	0	0.0	11	0	0.0	13	3	23.1	13	3	23.1	15	5	33.3	15	5	33.3	1		
5 3	66 ±	井川町	6	1	16.7	6	1	16.7													6	1	16.7	6	1	16.7	9	3	33.3	7	1	14.3	12	4	33.3	11	3	27.3	1		
5 3	68 ナ	大潟村	4	0	0.0	4	0	0.0													4	0	0.0	4	0	0.0	6	2	33.3	6	2	33.3	7	3	42.9	7	3	42.9	1		
5 4	34 身	美郷町	19	4	21.1	19	4	21.1	2	2 0	0.0	2	2 0	0.0							17	4	23.5	17	4	23.5							32	8	25.0	29	8	27.6	1		
5 4	63 3	羽後町	19	3	15.8	14	2	14.3		1		1									19	3	15.8	14	2	14.3	15	9	60.0	4	1	25.0	89	56	62.9	28	12	42.9	- 1		
5 4	64 勇	東成瀬村	12	0	0.0	12	0	0.0													12	0	0.0	12	0	0.0	14	9	64.3	11	6	54.5	7	3	42.9	6	2	33.3	1		

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

秋田県

調査時点コード 1 令和2年4月1日 2 令和2年5月1日 3 その他

国に4 国に5 国に4 国に5 国に										市	×	Вт	村議会の議員の両ご	方 支 揺 体	制に関する細査					調	$\overline{}$
# 2		/								- 112		,								1 1	
2 日本	/	/	議員の出産を欠席事由とし て明記した規定(産休を含む)があるか。1~4のいず	問12-1で、1. を選択 した場合 「欠席事由として明証 した規定」はいつ制定 されましたか。1~2 のうちいずれか一つ	問12-1で、1. を選択した場合、 取得することが可能な は休業期間は、次のうち どれに当てはまります	問12-1で、1.を選択した場合、 休暇の期間の報 酬について、減 額の規定はあり	議員の仕事 以下の事 てください。 1. 明監 2. 明監 3. 明監	由について い。 記した規定 記した規定 記した規定	C1~4のう がある はないが、 が無く、運	ちいずれた 運用上認 用上も認め	ハーつに(めている っていない	○をつけ	問12-5で、1. を選択した場合	議会において、通称又は旧	問12-7で、1. を選択した場合	男女共同参画に関する議員 向け研修(セクシュアル・ハラ スメント防止に関するものを	議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま	議員の利用することのできる 授乳室等が議会に設置また	間12-12 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	査時点そ	<u>:</u> の 他
10分数 5	ŧ	会 名	明記した規定はないが、 運用上認めている 明記した規定が無く、 運用上も認めていない 明記した規定が無く、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。	2. なし	の	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他		めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、通 去に使用した事例も判断し		修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラス: ント防止に関する研修の両方を行っている。	は提供がされている。(臨時 トのものも含む) ン2、保育に必要な場所の設置 または提供がされている。 研 (臨時のものも含む) メ 3. 設置または提供する予定 方である。	いる。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設 置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。		ь П	
200位性 10 15 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 <i>m</i>	の合計	16	2	0	1	0	0	1	1	1	2		0		0	0	0		1 1.	
30分割 0 15 0 2 2 2 2 1 4 4 5 11 15 11 15 11 15 11 15 11 15 11 15 11 15 11 15 15 11 15 15 15 17 17			5	14	1	15	9	8	- 11	11	20	7		2		0	0	2		厂厂	$\overline{}$
40 会計 4 2 3 2 4 4 4 4 2 1 1 3 1 1 4 4 4 4 4 4 4 4																		0		Ηť	_
200 원만한 이번에는 이번에는 1 2 3 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4																		23		1	_
S 200 配代布 軟代商議会 1 2 3 2 4 4 4 4 2 融代市場合金機関) (大家商用を指示するに対するのは、その場面を付け、 2 課業に、業務のたの地質でないときは、その場面を付け、 2 課業に、業務のたの地質でないときは、その場面を付け、 2 課業に、業務のたの地質でないときは、その場面を付け、 2 課業に、業務をと関するととができる。 2 4 4 4 4 2 2 課業に、業務のたの地質でないときは、その場面を付け、 2 課業による場合というできる。 2 4 <th< td=""><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td></td><td>1</td><td>_</td></th<>			1	2	3	2	4									4	4	4		1	_
S 203 接手市 接手下議会			1	2	3	2	4	4	4	4	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、 当日の開議等制までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日敬を定めて、あらか	2		4	4	2		1	
5 201 房庫市 別面前議会 1 2 3 2 4 2 2 2 2 2 2 2 4 4			1															4		1	
S DO													+					2		∺⊢	
S 200 無所法 任用課金 4 2 2 2 2 2 2 4 4 4 2 2 2 2 4 4 4 2 2 2 2 2 2 2				_	_	-							+	-			-	4		H	
5 210 由於本度權 的表皮质療養 1 2 3 2 4 1 1 1 2 3 2 4 4 4 1 2					3													4		+÷+	
5 211 民土市 現土市議会 4 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td></td>				2	3	2												4		1	
5 212 大地市 大地商議会 1 2 3 2 2 2 2 2 2 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 1 1 1 1 1 2 3 2 4 4 1 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			4											4		4	4	4		1	
5 214 にかほ布議会 1 2 3 2 4 4 1 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 2 4 5 203 / KST 小板町 小板町 1 1 3 1 2 4 2 2 4 4 4 4 5 202 / L/MICHET L/MICHET L/MICHET L/MICHET 1 3 1 2 4 2 2 4 4 4 4 5 203 / KST L/MICHET L/MICHET L/MICHET L/MICHET L/MICHET 4 4 4 4 5 203 / KST L/MICHET L/MICHET L/MICHET L/MICHET L/MICHET 4 4 4 5 203 / KST L/MICHET L/MICHET L/MICHET L/MICHET L/MICHET L/MICHET			1	2	3	2	2	2	2	2	2	3		4		4	4	4		1	
5 214 にかほ布 にかほ布議会 1 2 3 2 4 4 1 2 2 2 2 4	田市	市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4		2		4	4	4		1	
5 000 小坂町 小坂町 小坂町 小坂町 小坂町 4 4 4 4 5 1212 上小川では日本 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 5 1240 美田野 上の中では日本 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 5 1240 美田野 1 2 3 2 2 2 2 2 4 4 4			1	2	3	2	4	4	1	1	1	1	物 46一般的事項について ②議会欠席基準 1) 本人及び親族の健康上の問題が生じた場合、 2) 結婚、原務便の案内があった場合、 3) 災害に遭遇した場合。 4)国一公共団体等の用務で議長・委員長が認める場合、	4		4	4	4		1	
5 [22] 上小別に村 上小別に村議会 2 2 2 2 2 4 4 5 [34] 原理町 商屋町 商屋町 商屋町 商屋町 商屋町 高屋町 高屋町 高屋町 高屋町 高屋町 高屋町 高屋町 高屋町 高屋町 高																		4		2	
5月46 原星町 商星町落会 1 2 3 2 2 2 2 2 4 4 4 4				1	3	1										-	-	4		1	
						_												4		1	
7 1/90 一種目 1 -				2	3	2							+					4		#	
			_														-	4		+++	
S/RI/V에에 /V에에용			_	2	3	2	_											4		+	
25 0 五秋日 五秋日				-	3	-												4		1	
- - - - - - - - - - - - -			-											•			-	4		1	$\overline{}$
				1	2	2											-	4		Ti-	$\overline{}$
																		4		H	
New Table 1 2 3 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4			1			2								4		4	4	4		1	
5/64/東京維村 東京維持会 2 2 2 2 2 2 2 3 4 4 4 4			2											4		4	4	4		1	